

子ども家庭福祉に係る研修の研修過程について（案）への意見

増沢高（子どもの虹情報研修センター）

事務局案につきまして、想定される研修内容の妥当性を検討する一つとして、英国で示されているKSS（児童家庭福祉に必要な知識とスキル）に照らし合わせて、検討しました。KSSの結果、事務局案の研修内容の例示の多く（子どもの権利擁護は除く）は、KSSの10の枠組みの中で、コミュニケーションを除いて、他の枠組みの全てに落とし込むことができました（表1）。しかし、より詳細にKSSの内容と照らしたときに、さらに加えた方が良い内容があると思われます。これについては赤字で示しました。

赤字の例示については、事務局案の科目ごとに組み込みました（表2）。またこの作業を通して、「児童虐待とケースマネジメント」については内容が混在しています。これについては、「虐待とマルトリートメントの理解」と「アセスメントとケースマネジメント」に分けて科目を設定するべきです。別にした場合、「虐待とマルトリートメントの理解」の例示と、他のカリキュラムの例示が重複しますので、どの科目で扱うか調整が必要と思います。

表1.KSSと研修内容の例示の対照

	KSSの10の枠組みの内容	研修内容の例示（黒字）とさらに加えるべき例示（赤字）
1	支援関係の構築と効果的な介入 <ul style="list-style-type: none"> ・共感とパートナーシップ：アセスメント、支援計画、見直し、意思決定に当事者の参画を促すこと ・当事者のニーズに対して科学的エビデンスに基づいた支援の提供。そのための専門家との協働 ・移行期（措置、措置変更等）への支援：対象喪失と環境変化による影響の理解と対応 	2-② 2-④共感とパートナーシップ（可能な限りの当事者の参画） 2-⑤解決志向的アプローチ 14-③
2	コミュニケーション <ul style="list-style-type: none"> ・当事者の年齢、能力に応じた明確かつ繊細なコミュニケーション力 ・関係機関・職種が子どもへの支援への動機づけが高まるよう、彼らと打ち解けて話ができる能力 	2-⑤ 支援への抵抗、拒否等のある子どもと保護者への対応 9-⑧社会的養護を必要とする子どもの気持ち、願い、意見を聴くこと、決定時への参画

	<ul style="list-style-type: none"> ・怒り、敵意、抵抗のある当事者、葛藤のある関係性に対して、敬意をもって対応できる ・子どもと家族の意見、願い、気持ちを傾聴、受け止め、支援する ・養育者—子ども間のコミュニケーションがうまくいくよう支援する 	16 - ⑥関係機関・職種との協働が促進されるコミュニケーション技術
3	子どもの発達 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの身体的、認知的、社会的、情緒的、行動上の標準的な発達を理解する ・子どもの課題の背景に、遺伝的要因、こどもの健康、養育環境、環境変化、喪失、将来の見通しの持てなさなどの要因がないか検討し、理解する。そのために専門家に助言を求める。 	3-① 3-②ライフステージと子どもの生活（遺伝的要因、こどもの健康、養育環境、環境変化等を含む） 8-①発達過程（身体的、認知的、社会的、情緒的、行動上の発達） 7-②～⑦ 8-①～⑪
4	大人の精神疾患、薬物乱用、DV、身体疾患及び障害 <ul style="list-style-type: none"> ・大人の精神疾患、薬物乱用、家庭内虐待、身体疾患、障害が家族機能や家族関係に与える影響を理解する ・就労等の社会的課題やリスクを特定し、予防的支援を行うために、他の専門家の助言や手助けを得て、緊急および日常的な支援を調整する。 	8-⑤ 5-⑤精神疾患の親による虐待 5-⑤精神疾患を抱えた親の元にいる子どもの課題 5-⑧：自殺、心中の予防
5	子どもの虐待とネグレクト <ul style="list-style-type: none"> ・安全と福祉に懸念がある子どもと大人について、関係機関と情報共有を行い、複数の証拠から検討する。 ・様々な形の虐待の危害について、その危険指標を認識する。特にネグレクトの初期指標と、累積される危害の長期的影響を考慮する ・性的搾取、グルーミング（オンライン、オフライン）等に留意し、子どもも加害者となる可能性も認識し、検討する。 ・他の専門家やSVと相談しながら、子どもの重大な危害についての調査を主導する。セカンドオピニオンを求め、必要であれば法定助言を得る 	3-④ 4-⑨：虐待が発生する家族のメカニズム 5-⑨自殺・心中の予防 5-⑩精神疾患の親による虐待 5-⑭ 7-⑧虐待による生物学的影響（脳、身体機能、身体発達、身体所見） 8-⑤ 8-⑥ 8-⑧ 9-⑦社会的養育における被虐待児の現状 10-④非行と虐待との関係

		<p>11 - ⑨ 貧困と虐待との関係</p> <p>12 - ④ 虐待を受けた子どもの保育、家族への対応</p> <p>13 - ⑨ 虐待を受けた子どもの教育、家族への対応</p> <p>(</p> <p>(14) ① 子ども虐待の法的定義</p> <p>(14) ② 子ども虐待の周辺領域: いじめ、グルーミング (オンラインも含む)、徘徊、搾取など</p> <p>(14) ③ 虐待の早期、予防的支援</p> <p>16 - ⑥ 虐待の予防、発見と保護、支援における要保護児童対策協議会の役割</p>
6	<p>子どもと家族のアセスメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族の課題と子どものリスクについて、特に親の能力とそれが変化する可能性を重視し、緻密かつ継続的にアセスメントを行う。 ・子どもの行動観察、ジェノグラム、エコマップ、生育歴、その他のエビデンスツールを活用し、他の専門家の協力を得ながらアセスメントをおこなう。子どもと家族がその過程に積極的に参加できるようにする。 ・貧困、社会的剥奪、ストレスが、家族機能に及ぼす影響を理解し、子どもと家族が経験する困難状況に共感的姿勢で、支援につなげる。 ・子どもと家族の変化への抵抗、あいまいな協力等を理解し、対応する。 	<p>4 - ①～⑥</p> <p>9 - ③、④</p> <p>14 - ①</p> <p>2 - ⑤ 支援への抵抗、拒否等のある子どもと保護者への対応</p> <p>14 - ⑧ 子どもと保護者との協働によるアセスメント</p>
7	<p>分析、方針決定、計画、見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・深刻なリスク、実際の危害について、家族の強みと解決の可能性とのバランスを観ながら評価し、最善の選択肢を提示する ・特に社会的養護の子どものアイデンティティの発達、健康、教育については、優先的に取り組み、子どもと家族の参加を確保する ・複数の仮説を検証し、エビデンスと専門的判断を用いて適時結論を出す。新しい事実や批判的に振り返りによって、結論 	<p>9 - ③</p> <p>14 - ①</p> <p>14 - ⑥ 実践の批判的振り返り</p> <p>14 - ⑦ 子ども中心、子どもの参画によるの実効性のある支援計画</p>

	<p>を修正する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの中心の実効性のある計画を、検討期間内に立てる。学際的な意見を十分に取り入れながら、誤りを最小限にするため、二重、三重の計画を立てる 	
8	<p>法律と家庭・青少年の司法制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援においては、家庭および青少年司法制度とパーマネンシーに関する全ての規則に準拠する ・移民、住宅、生活保護、精神障害と学習障害の評価、学習困難な子どもの支援に関して、当事者が直面する法的問題について、助言やセカンドオピニオンを求める ・社会政策が、専門家の倫理観やどの法律等を適応するかに与える影響などを理解する 	<p>1-①～⑥</p> <p>4-⑦⑧</p> <p>5-⑦</p> <p>6-③</p> <p>10-②</p> <p>11-⑤</p> <p>12-③</p>
9	<p>スーパービジョンの役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自らの専門性の限界を知り、SV、上級のリーダー、他の臨床実践者にどのように助言を求めるか知っている。さらに精神科、小児科、心理学などの様々な多分野の実践者にどのように助言を求めるか知っている。こうした場で、話し合い、考察し、仮説を検証していく ・意思決定における自身や組織のバイアスの可能性を疑い、倫理的ジレンマ、対立する情報、専門的立場の違いなどから生まれる葛藤を解決する ・既存のアプローチの限界を知り、複雑な状況の中で判断や決断をするために、研究から得られたエビデンスを活用する ・自らの感情体験を振り返り、個人的な感情がケースの分析や支援の質に影響を及ぼす可能性を意識化する。専門家としてのレジリエンスと自己管理能力を高める 	<p>2-③</p> <p>2-④ スーパービジョンによる自己覚知（価値観、感情、バイアスなど）</p> <p>2-⑤倫理的ジレンマを解決する</p> <p>17-④組織内のスーパービジョン</p> <p>17-①</p>
10	<p>組織的文脈（Organizational context）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度を用いる際には、組織的背景を踏まえて、チェックアンドバランスを考慮する ・管理職、リーダー、同僚との関係性を通じて、個人として、また専門家としての信頼性を維持する ・常に子供の最善の利益を優先し、組織とソーシャルワーク専門職の信頼を得て、信頼を守るよう行動する 	<p>17-①～⑤</p> <p>17-⑥ 組織としての資源の開拓とアドボカシー</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な資格を持つ上司の支援と多機関支援ネットワークを活用し、子どもに対して責任を持ち、自らの業務を管理する ・児童保護機関は、社会的養護親代わりとなり、子どもが成長し、子ども時代を楽しみ、将来への自信と希望をもって自立できるよう、資源を開拓し、必要な支援が提供されるよう社会に対して働きかけていく 	
--	--	--

表2. 事務局案に対する例示の追加

科目名	研修内容の例示
1. 子どもの権利擁護	
2. 子ども家庭福祉分野のソーシャルワーク	<p>2-④共感とパートナーシップ（可能な限りの当事者の参画）</p> <p>2-⑤解決志向的アプローチ</p> <p>2-⑤ 支援への抵抗、拒否等のある子どもと保護者への対応</p> <p>2-④ スーパービジョンによる自己覚知（価値観、感情、バイアスなど）</p> <p>2-⑤ スーパービジョンによる倫理的ジレンマの解決</p>
3. 子どもの家庭福祉1 家庭を取り巻く環境	3-②ライフステージと子どもの生活（遺伝的要因、こどもの健康、養育環境、環境変化等を含む）
4. 子どもの家庭福祉2 保護者や家族の理解	4-⑨：虐待が発生する家族のメカニズム
5. 子どもの家庭福祉3 精神保健	<p>5-⑤精神心疾患の親による虐待</p> <p>5-⑤精神疾患を抱えた親の元にいる子どもの課題</p> <p>5-⑧：自殺、心中の予防</p>
6. 子どもの家庭福祉4 行政と法制度	
7. 子どもの身体的発達、母子保健と小児医療	7-⑧虐待による生物学的影響（脳、身体機能、身体発達、身体所見）
8. 子どもの心的発達	8-①子どものこころの発達の基盤と発達過程（身体的、認知的、社会的、情緒的、行動上の発達）
9. 社会的養育、社会的養護	<p>9-⑦社会的養育における被虐待児の現状</p> <p>9-⑧社会的養護を必要とする子どもの気持ち、願い、意見を聴くこと、決定時への参画</p>

10. 少年非行	10-④非行と虐待との関係
11. 貧困	11 - ⑨貧困と虐待との関係
12. 保育	12-④虐待を受けた子どもの保育、家族への対応
13. 教育	13-⑨虐待を受けた子どもの教育、家族への対応
(14.) 児童虐待とマルトリートメント	<p>3-④</p> <p>4-⑨：虐待が発生する家族のメカニズム</p> <p>5-⑨自殺・心中の予防</p> <p>5-⑩精神疾患の親による虐待</p> <p>5-⑭</p> <p>7-⑧虐待による生物学的影響（脳、身体機能、身体発達、身体所見）</p> <p>8-⑤</p> <p>8-⑥</p> <p>8-⑧</p> <p>9-⑦社会的養育における被虐待児の現状</p> <p>10-④非行と虐待との関係</p> <p>11 - ⑨貧困と虐待との関係</p> <p>12-④虐待を受けた子どもの保育、家族への対応</p> <p>13-⑨虐待を受けた子どもの教育、家族への対応</p> <p>(14) ①子ども虐待の法的定義</p> <p>(14) ②子ども虐待の周辺領域：いじめ、グルーミング（オンラインも含む）、徘徊、搾取など</p> <p>(14)③虐待の早期、予防的支援</p> <p>16-⑥虐待の予防、発見と保護、支援における要保護児童対策協議会の役割</p> <p>※ (14) 以外は、他のカリキュラムと重複しています。この科目が設定されるのであれば、どの科目で扱うかを調整する必要があります。</p>
14. アセスメントとケースマネジメント	<p>14 - ⑥実践の批判的振り返り</p> <p>14 - ⑦子ども中心、子どもの参画によるの実効性のある支援計画</p> <p>14-⑧ 子どもと保護者との協働によるアセスメント</p>
15. 子ども家庭福祉とソーシャル	

ワーク 1 相談支援	
16. 子ども家庭福祉とソーシャル ワーク 2 地域の多機関連携	16 - ⑥関係機関・職種との協働が促進されるコミュニケーション技術 16-⑥虐待の予防、発見と保護、支援における要保護児童対策協議会の役割
17. 子ども家庭福祉とソーシャル ワーク 3 組織の運営管理	17-⑥ 組織としての資源の開拓と社会に対するアドボカシー